

2021(令和3)年度

諫早市美術・歴史館
年 報



目次

1	展示事業	1
	(1)企画展	
	(2)ミニ企画展	
	(3)常設展示	
2	教育普及事業	10
	(1)館長講座	
	(2)歴史講座	
	(3)民俗講座	
	(4)小野金毘羅山自然観察講座	
	(5)史跡見学	
	(6)長崎市野口彌太郎記念美術館見学	
3	連携事業	12
	(1)教育機関等との連携	
	(2)博物館実習等受け入れ	
4	情報発信事業	14
	(1)美歴だより	
	(2)エフエム諫早	
	(3)インスタグラム	
	(4)その他	
5	調査・研究事業	17
6	収蔵資料	18
	(1)寄贈資料一覧	
	(2)寄贈資料の調査、収集	
	(3)資料の整理	
	(4)資料の修復	
7	利用状況	20
	(1)入館者数	
	(2)団体利用	
	(3)貸館利用	
	(4)その他	
8	美術・歴史館概要	26
	(1)沿革	
	(2)施設概要	
	(3)運営	
	(4)関係法規	

ごあいさつ

「令和3年度諫早市美術・歴史館年報」を刊行するにあたりごあいさつ申し上げます。

令和3年度は、令和2年から続く新型コロナウイルス感染防止対策による行動制限が断続的に実施され、人流や経済活動の停滞により社会全体に閉塞感がただよっていました。一方で、新型コロナウイルスに対するワクチンの接種が開始されるとともに、ウィズコロナの日常生活へのシフトチェンジも模索されはじめました。

当館におきましても基本的な新型コロナウイルス感染拡大防止対策のほか、開館時間短縮や市外来館者自粛要請などの取り組みを行いました。

特に長崎県全域に新型コロナウイルスまん延防止等重点措置が適用された折には、期間中の主催講座を延期または中止としました。また、当館をご利用の諸団体の皆様も積極的に対応いただき、催しや見学を延期または中止の措置を講じていただきました。

このように当館を取り巻く状況は決してよいものではありませんでしたが、このような時だからこそ、市民の皆様には諫早ゆかりの文化・芸術・歴史に地元美術・歴史館において触れていただきたいとの思いから、企画展は全て開催し、講座に関しても一部中止・延期の措置を講じたものの受講人数を制限しながらも実施いたしました。

特に、企画展「荒木幸史展」では、県立諫早高等学校時代の友人である芥川賞作家「野呂邦暢」との交流、「追憶―戦地からの手紙―」では、厳しい戦況の中においても戦地から手紙を送り続けた「大塚 格」の家族への思い、「馬場孟臣展」では、旧制諫早中学校（現県立諫早高等学校）時代から絵画の才能をのぞかせ、その才能を開花させようとする矢先に急逝されるまでの間に残された作品の素晴らしさに触れていただくなど、それぞれ工夫をしながら展示を行ってまいりました。

また、同時にそれぞれの企画展において関係の御遺族の方々と当館職員との交流の機会も生まれ、作者やその遺族の方々の思いに深く触れることもできました。このことは、今後開催する事業に向かう職員の心構えにも好影響を与えていただいたと思っております。

結びに、様々に困難な時期ではございましたが、文化関係諸団体の皆様をはじめ、市民各位の御協力と御支援のおかげをもちまして、令和3年度の諫早市美術・歴史館の主たる事業を推進することができました。ここに深く感謝を申し上げますとともに、今後も引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。

令和4年10月
諫早市美術・歴史館
館長 堀 輝 広

1 展示事業

(1) 企画展

① 荒木幸史展～親友・野呂邦暢との再会～

生涯にわたってコスモスを描き続けた本市出身の画家 荒木幸史(1937-2018)の本市所蔵作品展。

また、ともに諫早高校美術部に所属していた芥川賞作家 野呂邦暢は一級下の親友であることから、「2人の再会」をサブテーマとし、野呂を顕彰する「菖蒲忌」の時期(毎年5月下旬)にあわせて開催。

なお、諫早図書館所蔵の野呂直筆原稿や初版本なども展示した。

○会期 5月30日(日)～6月13日(日)

○開館日数 13日間

○会場 2階企画展示室1・2・3

○入館者数 994人(1日平均76人)

○主な展示品 荒木幸史ゾーン 絵画「コスモス賛歌」、「花宇宙ミラクル」など25点
野呂邦暢ゾーン 原稿「諫早菖蒲日記」など13点



荒木幸史展ポスター



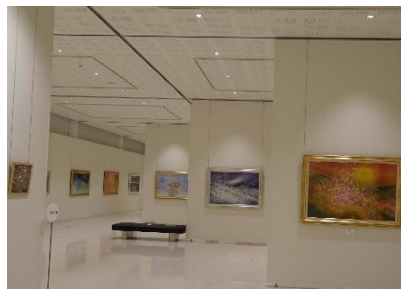
高校時代の野呂氏と荒木氏
(左端) (右端)



「諫早菖蒲日記」の表紙絵



開場入口の等身大パネル



荒木幸史作品展示



野呂邦暢資料展示

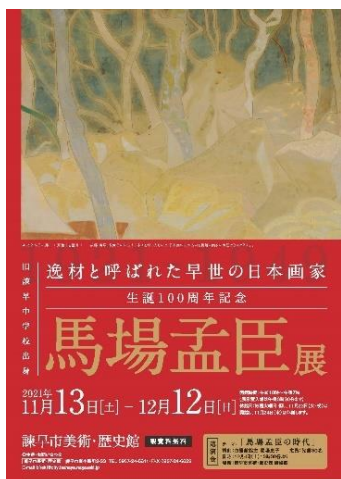
②馬場孟臣展

旧制諫早中学校出身の日本画家 馬場孟臣(1921-1949)生誕 100 周年を記念し開催。

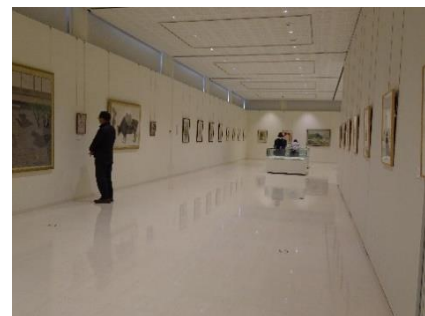
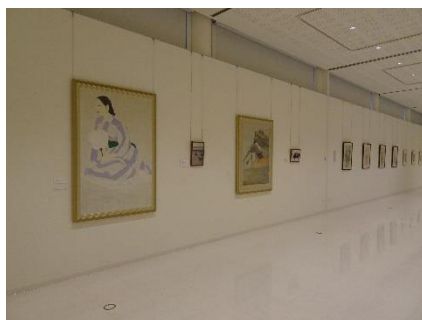
大正 10 年、現雲仙市南串山町に生まれ、旧制諫早中学校を経て東京美術学校(現東京芸術大学)日本画科へ進学。その才能は高く評価され、日本画壇を背負う逸材として期待されたが、病のため 28 歳で早世。

東京美術学校在学中の作品や旧制諫早中学校在学中のスケッチなどを展示した。

- 会期 11月13日(土)~12月12日(日)
- 開館日数 27日間
- 会場 2階企画展示室1・2・3
- 入館者数 1,113人(1日平均41人)
- 主な展示品 日本画「農家の牛」「横浜外人墓地」など 50点
スケッチ 36点、スケッチ帳 8冊
- 関連事業 講演会「馬場孟臣の時代」 自彊館 館主 馬場史子氏 来場者 75人



馬場孟臣展ポスター



馬場孟臣作品展示



馬場史子氏講演



(2)ミニ企画展

①飯盛町江の浦熊野神社 天井絵・絵馬展

飯盛町江の浦の熊野神社の天井絵と絵馬の写真パネルを展示した。

天井絵は神社や寺に奉納される信仰の形の一つであり、仕切った格子の中に、それぞれ草花や人物、動物など様々な題材が描かれている。

- 会期 4月17日(土)～5月16日(日)
- 開館日数 26日間
- 会場 1階ホール
- 入館者数 480人(1日平均18人)
- 主な展示品 天井絵写真パネル 168点、絵馬 2点



ちらし・ポスター

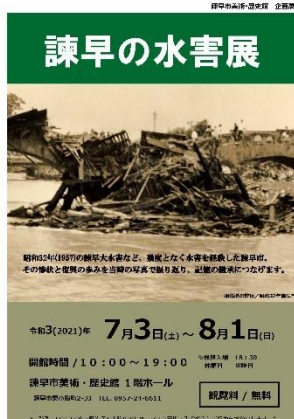


展示風景

②諫早の水害展

昭和32年7月25日の大水害や昭和57年7月23日の長崎大水害など、これまで数々の風水害が諫早を襲っている。災害の記憶を風化させないため、被災写真や体験談から被害の実態を振り返ることをねらいとした。

- 会期 7月3日(土)～8月1日(日)
- 開館日数 26日間
- 会場 1階ホール
- 入館者数 1,028人(1日平均40人)
- 主な展示品 写真パネル58点、映像資料、諫早風水害年表



ちらし・ポスター



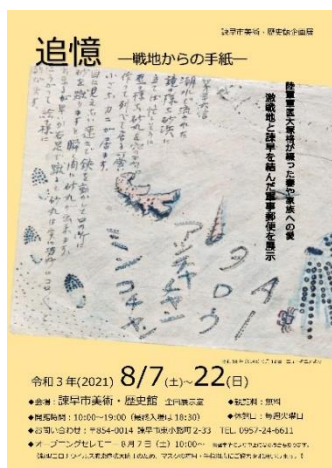
資料の展示風景

③追憶—戦地からの手紙—

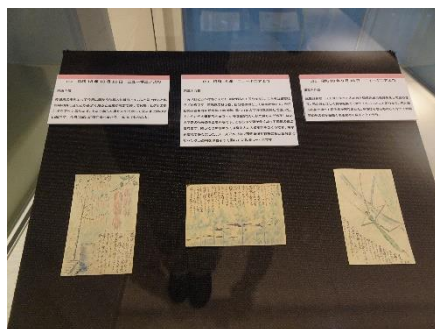
令和2年に遺族から寄贈された、本市出身軍医の戦地(太平洋戦争、中国など)からの手紙約300通には、戦地の様子がイラストで描かれ、その文面には諫早に残る妻や家族への愛と慈しみがあふれている。

これらを通して、戦争とは何か、家族とは何かを考えるきっかけとした。

- 会期 8月7日(土)～8月22日(日)
- 開館日数 14日間
- 会場 2階企画展示室1・2・3
- 入館者数 541人(1日平均38人)
- 主な展示品 葉書・封書など174点
- 関連事業 オープニングセレモニー



ちらし・ポスター



葉書、封書の展示



オープニングセレモニー



④諫早の遺跡コレクション—発掘調査の成果—

本市における旧石器時代から江戸時代の遺跡や出土品の展示とあわせて、発掘調査の歴史について紹介した。

また、発掘調査の実際として、協議から調査に至る流れについての解説や発掘用具の紹介を行い、遺跡や出土品を保護する重要性の周知を図った。

- 会期 9月26日(日)～10月9日(土)
- 開館日数 12日間

- 会場 2階企画展示室3
- 入館者数 458人(1日平均38人)
- 主な展示品 石器など341点
- 関連事業 ギャラリートーク 4回(参加者合計47名)



ちらし・ポスター



土偶や石器などの展示



発掘調査の歴史などの展示



ギャラリートーク

⑤出張美術館 in 森山図書館

館が所蔵する美術品の数々を森山図書館に出張、展示することで、森山地域の方々に館が所蔵する美術品を観覧する機会を創出した。

- 会期 10月2日(土)～10月24日(日)
- 開館日数 19日間
- 会場 森山図書館展示ホール
- 主な展示品 日本画 2点、書 5点、版画6点、西洋画10点



ちらし・ポスター



展示風景

(3)常設展示

①展示の特徴

「諫早の変遷」「諫早の歴史」「諫早の美」「諫早歴史学習コーナー」の4つの展示空間で構成。

「諫早の変遷」

タッチパネル式のデジタル年表2か所。

プロジェクターで床に投影した地図を足で操作し、諫早の移り変わりを学ぶコーナー。



諫早の変遷

「諫早の歴史」

出土品や実物資料、解説パネルなどで諫早の古代から近現代までの歴史を紹介。

中央のタッチパネルは、絵巻をイメージした形をしており、文化財などを項目ごとに検索し、詳細を表示。



諫早の歴史

「諫早の美」

諫早ゆかりの絵画や書、工芸品を展示。

春は、内壁を移動させ、ガラス面にすることで、自然光と周辺環境の新緑を借景にした展示を実施しており、他にない当館の特徴的な展示。



諫早の美

「諫早歴史学習コーナー」

昔の人々が実際に使っていた民具や農具を展示しており、小学三年生の副読本と連携したコーナー。

郷土芸能の映像が流れ、20分の1サイズの眼鏡橋の模型は子どもが組み立てて、渡ることができるなど、「見て」「感じて」「学んで」諫早の歴史の息吹を感じる空間を創出。



諫早歴史学習コーナー

②展示の概要

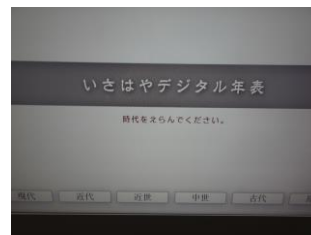
諫早の変遷

○いさはや年表

諫早での出来事を中心に表示

○いさはやデジタル年表(2か所)

原始から現代まで、時代パネルにタッチすると、詳しい情報が表示。



いさはやデジタル年表

○いさはやまるごとマップ

「遺跡分布図」「古地図」「干拓地の広がり」「指定文化財分布図」の4種類から選び、パネルに右足でタッチすると、それぞれの情報が地図に表示。



いさはやまるごとマップ

諫早の歴史

○考古資料

諫早で発見・発掘された旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、中世の石器や土器などを展示。



考古資料

○歴史資料

奈良・平安時代から現代までの年表や鎧兜など、諫早の歴史を物語る資料を展示。

特に、「諫早眼鏡橋」については、現在の架橋に至る経緯をわかりやすく解説。



鎧兜

○いさはや歴史絵巻

室内中央にある絵巻物をイメージしたパネル。

「歴史別」「分類別」「いさはや歴史特選」の3種類から選び、パネルにタッチすると、詳しい内容を表示するシステム。



いさはや歴史絵巻

諫早の美

○プレゼンテーションウォール開放

毎年4月初旬から5月下旬まで、北側の内壁を移動し、ガラス面とすることで、近隣の新緑を借景に、清々しい雰囲気の中、焼き物や刀剣等を展示。



刀剣

○焼物・絵画・掛軸・刀剣

現川焼、八十島又橋(日本画)野口彌太郎(西洋画)の作品など諫早ゆかりの収蔵品を中心に展示。



野口彌太郎氏作品

諫早歴史学習コーナー

○民具・農具

江戸時代以降、諫早で使われていた「生活」「仕事」「食」の道具を展示。



民具

○映像

市内の浮立のうち、県又は市の指定無形民俗文化財の演技を常時放映。



積み木型眼鏡橋

○積み木型眼鏡橋

実物の1/20サイズ、17パーツの積み木を組み立て、アーチ型眼鏡橋の構造を学ぶコーナー。

○エーセルテレカラフ

国指定重要文化財。現存する最古の国産電信機(幕末・1864年以前)のレプリカ。触れて実際に動かし、体験もできる。



エーセルテレカラフ

③展示替え

【第一期】 4月7日(水)～9月27日(月)

○プレゼンテーションウォール開放 4月7日(水)から5月24日(月)

・4月6日(火)に「諫早の美」の展示替えを実施。

・5月25日(火)に「諫早の歴史」(一部)「諫早の美」展示替えを実施。

【第二期】 9月29日(水)～4月4日(月)

・9月28日(火)に「諫早の歴史」(一部)「諫早の美」展示替えを実施。

2 教育普及事業

(1) 館長講座

○講師 堀 輝広(当館館長)

「諫早菖蒲日記と諫早の歴史」をテーマに、諫早出身の芥川賞作家・野呂邦暢の「諫早菖蒲日記」中の表現と、史実を照らし合わせ、作品を深く読み解く講座を開催。

①6月20日(日) 受講者数 25名

「米沢藩」「万人講」「切腹」「節約」などについて

②10月10日(日) 受講者数 14名

「佐賀の大調練」「節約」などについて

※新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置発令のため9月5日分を延期して開催

③12月5日(日) 受講者数 26名

「諫早討ち入り」「フェートン号事件」などについて

④2月20日(日) 中止

※新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置発令のため中止。



(2) 歴史講座

○講師 大島 大輔(当館専門員)

前年度に引き続き、「諫早の災害」についての歴史的資料に基づく講座を開催。

①7月25日(日) 受講者数 16名

諫早の災害Ⅲ「防火に関する石造物」

②12月26日(日) 受講者数 15名

諫早の災害Ⅳ「雲仙岳噴火による佐賀藩諫早領の被害状況」

③3月27日(日) 受講者数 16名

諫早の災害Ⅴ「飢餓による佐賀藩諫早領の被害と対策」



(3) 民俗講座

○講師 川内 知子(当館専門員)

「諫早の民俗(衣食住、儀礼、年中行事、諸職、社会生活に関すること等)」について、調査研究成果に基づく講座を開催。

①6月27日(日) 受講者数 9名

昭和の漁撈—有明海—

②9月26日(日) 受講者数 3名

諫早の諸織—下駄—

③2月27日(日) 中止

※新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置発令のため中止。



(4)小野金毘羅山自然観察講座

○講師 陣野 信孝氏(元長崎大学教授)

小野金比羅山で植物の観察をし、植物に親しみ、採集をし、植物標本づくりをする夏休みの小学生向け講座を開催。

①8月1日(日) 受講者数 6名

②8月8日(日) 受講者数 6名

(5)史跡見学

●小学校校区史跡巡り

○講師 大島 大輔(当館専門員)

市内の各小学校区における史跡巡りを開催。

①10月2日(土) 湯江小学校校区 受講者数 16名

善神さん古墳や上使屋跡などの史跡を巡った。

②12月4日(土) 小野小学校校区 受講者数 25名

宗方神社、小野の六地藏石幢群、長崎地方航空機養成所跡などの史跡を巡った。

③2月5日(土) 飯盛東小校区 中止

④3月5日(土) 有喜小校区 中止

※新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置発令のため③と④は中止。



●諫早の寺社

○講師 川内 知子(当館専門員)

市内の各地における寺社巡りを開催。

①12月25日(土) 森山・飯盛地区 受講者数 19名

飯盛町の熊野神社、西法寺、西明寺などをバスで巡った。

②1月29日(土) 高来・小長井地区 中止

※新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置発令のため中止。

③3月26日(土) 金泉寺 受講者数 17名

金泉寺の護摩焚きに参加し、四面平などの史跡を巡った。



(6)長崎市野口彌太郎記念美術館見学

①3月21日(月・祝) 中止

ミモザ忌に合わせ、野口彌太郎顕彰委員会と共催で長崎市の野口彌太郎記念美術館見学を計画していたが、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置発令のため中止となった。

3 連携事業

(1) 教育機関等との連携

①小学校 13校、延べ1,139人

件	学校名	月日	学年	人数	場所	内容(対応)
1	北諫早	6月 3日	6年	122	北諫早小	郷土学習講演(大島)
		6月10日	6年	122	諫早公園周辺	諫早さるく(大島・川内・江上・江口)
		1月26日	6年	4	当館	歴史学習(大島)
2	諫早	6月18日	3年	56	諫早小周辺	諫早さるく(大島・江上)
		7月 7日	5年	80	当館	水害展見学(大島・江口)
3	西諫早	6月30日	4年	84	西諫早小	諫早家について(江上)
4	真崎	10月 1日	4年	30	真崎小	水害講話(大島)
		10月18日	4年	30	真崎小	浮立講話(川内)
		1月14日	3年	22	当館	昔の道具と暮らしの学習(川内)
5	湯江	11月11日	3年	47	当館	昔の道具と暮らしの学習(大島)
6	真津山	11月25日	3年	141	当館	昔の道具と暮らしの学習(川内・江上)
7	御館山	12月16日	6年	103	御館山小	郷土学習(大島)
8	高来西	1月14日	3年	32	当館	昔の道具と暮らしの学習(川内)
9	上山	1月19日	3年	92	当館	昔の道具と暮らしの学習(川内)
10	みはる台	1月19日	3年	45	当館	昔の道具と暮らしの学習(大島)
11	小野	1月24日	3年	59	当館	昔の道具と暮らしの学習(川内)
12	長田	1月27日	3年	50	当館	昔の道具と暮らしの学習(川内)
13	本野	2月 3日	3年	20	当館	昔の道具と暮らしの学習(川内)

※感染症拡大防止のため、喜々津小、小栗小の来館及び、御館山小の出前授業が中止となった。

②中学校 8校、延べ1,015人

件	学校名	月日	学年	人数	場所	内容(対応)
1	諫早	5月21日	1年	266	諫早中	郷土学習(大島)
2	森山	6月28日	1年	46	当館～小野島	平和学習(大島)
3	明峰	7月 7日	1年	110	明峰中	諫早さるく講話(館長)
		9月22日	1年	110	明峰中周辺	諫早さるく(大島)
4	真城	7月16日	1年	110	当館ほか	史跡巡り(川内・大島・江口・江上)
5	小野	9月29日	2年	38	小野中	郷土学習(川内)
		10月15日	1年	41	小野中	地域学習(川内・大島)
6	長田	10月13日	1年	29	当館	郷土学習(川内・大島)
7	諫早高校附属	12月 9日	1年	41	当館	郷土学習(大島)

件	学校名	月日	学年	人数	場所	内容(対応)
8	長崎日大	12月24日	3年	112	長崎日大中	歴史講話(大島)
		2月 3日	3年	112	長崎日大中	歴史講話(大島)

※感染症拡大防止のため、明峰中の職業講話が中止となった。

③特別支援学校 2校、合計22人

件	学校名	月日	学年	人数	場所	内容(対応)
1	諫早東	6月16日	中2	3	当館	常設展示見学(川内)
			小	2	当館	常設展示見学(大島)
2	島原	10月 1日	中学部	17	当館	歴史学習(大島)

④大学 2校、合計44人

件	学校名	月日	学年	人数	場所	内容(対応)
1	鎮西学院大	6月 4日	2年	22	当館	常設展示見学(大島)
2	長崎国際大	12月 4日	1~2	22	当館	常設展示見学(副館長・松本)

※感染症拡大防止のため、長崎純心大から見学が中止となった。

⑤その他 3団体、合計41人

件	団体名	月日	人数	場所	内容(対応)
1	諫早市教育委員会	10月27日	5	市役所など	「諫早・大村」地区初任者研修(川内)
2	飯盛公民館	11月17日	16	当館	公民館講座(川内)
3	諫早健康友の会	11月27日	20	小野用水	小野用水見学(川内)

(2)博物館実習等受け入れ

○3団体、合計5人

件	所属所名	期間	人数	内容(対応)
1	九州産業大学	9月 1日~9月14日	1	博物館実習(川内)
2	諫早中学校職員	10月 8日~9日10日	1	社会体験研修(大島)
3	諫早高等学校職員	11月25日	3	初任者研修(大島)

4 情報発信事業

(1) 美歴だより

美術・歴史館の企画展やイベント情報、館長をはじめ、学芸員による歴史・民俗・美術のコラムを掲載し、館活動を発信。市内の図書館や公共施設などに設置。

全8ページは、「館長のつぶやき」「BIREKI だより」「いさはやの生活」「いさはやの歴史」「美術の部屋」「古文書の部屋」「お知らせ」で構成。

- ①第24号 令和3年 5月 発行
- ②第25号 令和3年 8月 発行
- ③第26号 令和3年12月 発行
- ④第27号 令和4年 2月 発行



(2) エフエム諫早

コミュニティ FM 放送局である「レインボーエフエム(エフエム諫早)」に毎月3回出演し、ラジオのパーソナリティとの掛け合いで、企画展や講座、史跡巡りなど館の主な事業を紹介。

- ①館長出演：毎月2回(水曜日)14:00～14:30

回	月	日	曜日	内容
1	4	7	水	野呂邦暢と「諫早菖蒲日記」
2	4	21	水	諫早家(領)が保有していた船舶
3	5	5	水	時刻を告げる安勝寺の鐘
4	5	19	水	長崎警備
5	6	9	水	刑罰・・・業柱抱き
6	6	23	水	江戸時代の刑罰
7	7	7	水	船越氏と伊佐早氏の存在(1)
8	7	21	水	船越氏と伊佐早氏の存在(2)
9	8	4	水	文献に初めて出てくる諫早の人「藤井宮時」 百済人の末裔？
10	8	18	水	佐賀藩からの米・領地取り上げ
11	9	1	水	佐賀藩からの武家に関する米取り上げ (佐賀藩からの通達)
12	9	15	水	リスナーからの質問に答えて・・・ 明治になって、なぜ諫早は長崎県になったのか？
13	10	6	水	江戸湾お台場建造と佐賀藩及び諫早領
14	10	20	水	諫早家家臣への内職奨励

回	月	日	曜日	内 容
15	11	3	水	漢方医から蘭法医へ
16	11	17	水	伊能忠敬諫早測量
17	12	1	水	まだら節
18	12	15	水	大川の螢
19	1	5	水	龍造寺家(諫早家の祖)と鍋島家(1) (佐賀藩の祖「鍋島直茂」、田手躰の戦い)
20	1	19	水	龍造寺家(諫早家の祖)と鍋島家(2) (龍造寺隆信と大友宗麟「今山の戦い」と鍋島直茂①)
21	2	2	水	龍造寺家(諫早家の祖)と鍋島家(3) (龍造寺隆信と大友宗麟「今山の戦い」と鍋島直茂②)
22	2	16	水	龍造寺家(諫早家の祖)と鍋島家(4) (龍造寺隆信の西郷純堯(伊佐早)攻め)
23	3	2	水	龍造寺家(諫早家の祖)と鍋島家(5) (龍造寺隆信の島原(有馬・島津連合軍)攻め、 沖田躰の戦いと龍造寺隆信の戦死①)
24	3	16	水	龍造寺家(諫早家の祖)と鍋島家(6) (龍造寺隆信の島原(有馬・島津連合軍)攻め、 沖田 躰の戦いと龍造寺隆信の戦死②)

②職員出演:毎月1回(月曜日)14:00~14:30

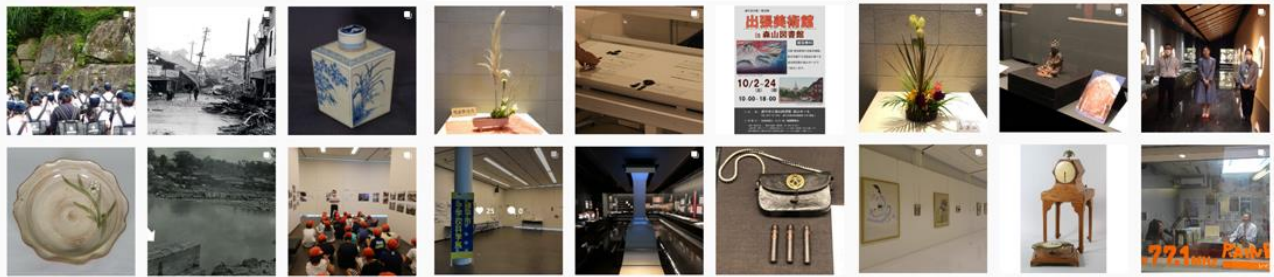
回	月	日	曜日	内 容	担当者
1	4	19	月	天井絵・絵馬展	川内
2	5	17	月	荒木幸史展	坪内
3	6	21	月	自然観察講座	松本
4	7	5	月	諫早の水害展	江口
5	8	9	月	追悼－戦地からの手紙－	大島
6	9	13	月	諫早の遺跡コレクション	江口
7	10	4	月	出張美術館	川内
8	11	15	月	馬場孟臣展	川内
9	12	20	月	小学校校区史跡巡り	大島
10	1	24	月	民俗講座	川内
11	2	21	月	歴史講座	大島
12	3	28	月	プレゼンテーションウォール開放	坪内

(3) インスタグラム

美術・歴史館の企画展、ミニ企画展、講座、貸館展示等の情報を、よりスピーディーに、よりコンパクトに発信するため、Instagramを活用した。

【投稿回数】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
回数	5	14	18	22	15	19	25	14	16	12	12	5	177



(4) その他

多くのメディアを活用し、「諫早市美術・歴史館」の情報を発信した。

①フリーペーパー、新聞など紙媒体による発信

- 広報いさはや 毎月掲載
- ナイスいさはや 年間39回掲載
- face isahaya 毎号掲載
- 長崎新聞 年間41回掲載
- 長崎新聞とととって 年間2回掲載
- ながさきプレス 毎月掲載 など

②テレビなど映像による発信

- 諫早ケーブルメディア
- ひまわりテレビ
- NHK長崎放送局 など



2021年4月市報
「来館者 20万人突破」記事



2021年7月Face いさはや
「諫早大水害展」記事



2021年11月ナイスいさはや
「馬場孟臣展」記事

5 調査・研究事業

諫早市ゆかりの美術工芸品や歴史等の調査研究とあわせ、翌年度の企画展に向けより綿密な調査研究を実施した。

①諫早市ゆかりの美術工芸品調査

- 寄贈や寄託の申し出があった資料の調査研究(八十島叉橋)

②諫早の歴史調査

- 長崎街道、多良海道及び島原街道についての調査研究
- 史跡の拓本調査

③諫早の民俗調査

- 小長井長里阿蘇神社三十六歌仙絵調査

④令和4年度企画展に向けた調査研究

- 諫早市友好交流都市出雲市・津山市三市交流展開催に向け、島根県出雲市及び岡山県津山市の歴史や美術工芸品などの文化財調査
- 野田みち子展開催に向け、美術品の調査及び西洋美術についての研究

6 収蔵資料

(1) 収蔵資料一覧

分類	寄贈	購入	管理換え	寄託	計
絵画	330	16	190	12	548
彫塑	8		1		9
書跡	291		68		359
工芸	353	1	41	4	399
考古	5,701			856	6,557
文書	13,196			1,125	14,321
写真	6,183		5	1	6,189
博物	33				33
水害	478				478
歴史	515			2	517
民俗	7,998			2	8,000
小計	35,086	17	305	2,002	37,410
図書	10,397				10,397
合計	45,483	17	305	2,002	47,807

(2) 寄贈資料の調査、収集

諫早市ゆかりの資料の寄贈申込があり、来歴を調査し、受け入れた。

NO	区分	資料名	点数	寄贈者	備考
1	絵画	コスモス絵画	47	長野県佐久群軽井沢町 荒木 由美氏	寄託から 寄贈へ
2	工芸	刀剣、鍔	2	諫早市新道町 吉村 雅子氏	
3	絵画	野口彌太郎 色紙 「少年像 諫早にて」	1	諫早市 個人	
4	絵画	八十島 又橋 掛軸 「富士図」	1	東京都 個人	
5	歴史	諫早家 甲冑、陣羽織ほか	6	諫早市東小路町 長崎県立諫早高等学校	寄託から 寄贈へ
		合計	57		

(3)資料の整理

- 当館の前進である諫早市郷土館から引き継いだ図書資料について、分類毎に整理
- 常設展示室及び企画展のパネルについて、台帳を整理
- 村井家、野中家、佐藤家の資料を整理

(4)資料の修復

本市所蔵文化財の修復について、計画的に実施

- 作品名 お姉ちゃんの帽子
- 作者 馬場正邦
- 種類 彫塑(ブロンズ像)
- 修復内容 ブロンズ像の劣化した塗料を落とし、表面保護のコート剤塗布

7 利用状況

(1)入館者数

①月別時間別入館者数

月	日数	10~11	11~12	12~13	13~14	14~15	15~16	16~17	17~18	18~19	計(人)
4月	26	104	79	72	112	73	91	62	15	1	609
5月	27	197	91	102	147	156	122	58	27	1	901
6月	25	526	227	139	305	276	136	84	69	6	1,768
7月	27	350	129	253	244	214	157	74	37	3	1,461
8月	26	432	290	188	291	316	289	223	59	11	2,099
9月	26	313	184	122	182	213	206	117	86	18	1,441
10月	27	668	482	233	419	370	263	155	115	6	2,711
11月	25	603	355	235	428	363	241	151	73	4	2,453
12月	24	180	174	186	208	156	111	51	14	0	1,080
1月	24	587	275	178	344	244	149	68	10	0	1,855
2月	24	679	521	436	580	654	585	637	361	7	4,460
3月	26	270	216	139	232	203	139	64	17	0	1,280
合計	307	4,909	3,023	2,283	3,492	3,238	2,489	1,744	883	57	22,118

②常設展示室観覧者数

月	日数	有料入場者				無料	減免		合計	観覧料(円)
		大人	小人	団体大人	団体小人	未就学児	小中等	その他		
4月	26	105	1	0	0	0	2	0	108	21,100
5月	27	71	0	0	0	2	2	0	75	14,200
6月	25	93	0	22	0	3	118	4	240	22,120
7月	27	97	2	0	0	3	179	11	292	19,600
8月	26	72	7	0	0	6	11	0	96	15,100
9月	26	68	2	0	0	7	23	5	105	13,800
10月	27	104	2	0	0	4	48	46	204	21,000
11月	25	95	3	16	0	0	178	73	365	21,860
12月	24	96	0	0	0	0	40	3	139	19,200
1月	24	41	1	0	0	2	275	18	337	8,300
2月	24	41	0	0	0	6	18	2	67	8,200
3月	26	109	3	0	0	0	1	3	116	22,100
合計	307	992	21	38	0	33	895	165	2,144	206,580

③累計入館者数(平成26年3月から令和4年3月まで)

年度	日数	1日平均	10~11	11~12	12~13	13~14	14~15	15~16	16~17	17~18	18~19	計
H25	27	248	1,022	935	690	1,286	1,250	852	460	137	64	6,696
H26	309	93	6,998	3,769	2,648	4,813	4,364	2,999	1,800	917	362	28,670
H27	309	105	8,659	4,258	3,403	5,008	4,502	3,171	1,971	1,020	312	32,304
H28	307	102	7,281	3,931	3,135	5,280	4,621	3,358	2,099	1,274	374	31,353
H29	307	101	7,000	3,946	3,386	5,457	4,251	3,258	2,178	1,274	343	31,093
H30	308	99	7,036	4,101	3,297	5,189	4,361	2,927	2,075	1,378	240	30,604
H31	309	85	6,416	3,142	2,702	4,571	3,602	2,518	1,772	1,223	241	26,187
R2	289	56	3,964	2,132	1,413	2,636	2,076	1,680	1,335	883	138	16,257
R3	307	72	4,909	3,023	2,283	3,492	3,238	2,489	1,744	883	57	22,118
合計	2,472	91	53,285	29,237	22,957	37,732	32,265	23,252	15,434	8,989	2,131	225,282
割合			23.7%	13.0%	10.2%	16.7%	14.3%	10.3%	6.9%	4.0%	0.9%	100%

(2)団体利用

区分	団体数	団体名	人数
福祉団体	1	諫早療育センターひまわり	23
地域団体	1	飯盛公民館	16
小学校	12	北諫早小 6年	122
		諫早小 5年	80
		湯江小 3年	47
		真津山小 3年	141
		真崎小 3年	25
		高来西小 3年	32
		上山小 3年	92
		みはる台小 3年	45
		小野小 3年	59
		北諫早小支援学級	4
		長田小 3年	50
		本野小 3年	20
		中学校	3
長田中 1年	29		
諫早高校附属中 1年	41		
高校	1	創成館高等学校	31
特別支援学校	3	諫早東特別支援学校	3
		諫早東特別支援学校	2
		島原特別支援学校	17
大学	2	鎮西学院大学	22
		長崎国際大学	12
その他	1	JR九州ウォーキング 2021 秋編	62
合計	24		816

(3)貸館利用

令和3年度における貸館利用は40件で、そのうち30件は減免利用であった。
利用の詳細については、以下の通り(複数利用の団体については、重複して記載)

①1階ホール 利用件数 14件(175日)

NO	期間(作業日含む)	日数	内 容	人数
1	3/21~4/4	4	野口彌太郎展(4月分)	108
2	4/12~5/17	31	飯盛町江の浦熊野神社天井絵・絵馬展	480
3	5/31~6/7	7	パッチワーク展示会(ログハウスの会)	787
4	7/1~8/4	31	諫早の水害展	1,028
5	8/5~8/28	21	有明海の干潟の生物	1,392
6	9/15~9/22	7	諫早市小中科学展	1,107
7	10/18~11/1	13	長崎県美術展覧会	1,652
8	11/2~11/10	8	諫早市美術展覧会	1,118
9	11/11~11/25	13	創成館高校デザイン科作品展	1,125
10	12/3~12/5	3	いけばな連盟花展	524
11	12/27~1/17	13	歴史の道写真展	1,141
12	2/3~2/9	6	諫早市小中美術展	4,377
13	2/10~2/13	4	独立書人団書展	143
14	3/18~3/31	14	野口彌太郎展(3月分)	261
合計		175		15,243

※感染症拡大防止のため、表彰式1件、会議1件、作品展示4件合計46日間中止となった。

②和室 利用件数 6件(22日)

NO	目的	期間	日数	内 容	人数
1	茶道	4/25、6/27、11/8	6	茶道の稽古	延べ
		1/30、2/27、3/27		(花しおり茶道の会 表千家流)	24
8/28、9/25、10/23		6	こども茶道教室	延べ	
11/27、12/11、1/22			(茶道裏千家淡交会長崎支部)	120	
3		9/26	1	茶道研修会・打ち合わせ	6
4		1/7	1	いさはやおもてなし発信事業	20
5	華道	12/18、12/19	2	池坊 地方巡回講座	70
6	他	2/3~2/9	6	諫早市小中美術展 控室	20
合計			22		260

《貸館利用状況》



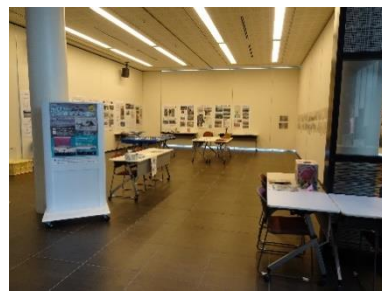
3 クラブ合同写真展



パッチワーク展



4 校合同美術展



有明海の干潟の生物



飛龍会展



小中科学展



県展



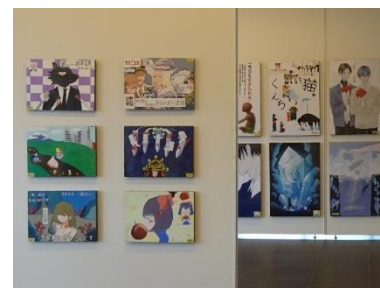
市展



小中美術展



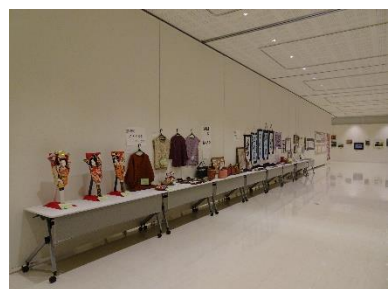
いけばな展



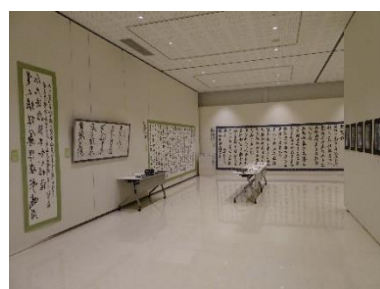
創成館高校デザイン展



独立書人団書展



生きがい展



木本親子展



西陣織伊藤若冲展

③研修室 利用件数 24件(71日)

NO	目的	期間	日数	部屋	内 容	人数
1	展示	8/26~29	4	1~3	飛龍書道展	827
2		9/15~22	7	3	諫早市小中科学展(ホール)	1,107
3		10/18~11/1	13	1~3	長崎県美術展覧会(ホール)	1,652
4		11/2~10	8	1~3	諫早市美術展覧会(ホール)	1,118
5		11/11~25	13	1~3	創成館高校デザイン科作品展(ホール)	1,125
6		2/3~9	6	1~3	諫早市小中美術展(ホール)	4,377
7	研修	4/4	1	1~3	小原流研修会	58
8		6/28	1	1~3	森山中1年生平和学習	46
9		7/8	1	1~3	諫早商業高校「諫早駅発観光モデルコースづくり取組成果発表会」	12
10		10/16~17	2	1~3	県高等学校文化連盟書道専門部上位大会長崎県代表生徒合同練習会	40
11		11/26	1	3	池坊研修会	15
12		12/18~19	2	1~3	池坊巡回講座	70
13		1/7	1	1・2	いざはやおもてなし発信事業(和室)	20
14		1/16	1	1	県高等学校文化連盟書道専門部講座	10
15		3/7	1	3	池坊研修会	12
16		会議	4/3	1	1・2	県美術協会役員会
17	4/26		1	3	市美術協会座談会	16
18	7/9		1	1・2	諫早市小中美術展運営委員会	7
19	7/17		1	1・2	県美術協会書部役員会	14
20	8/6		1	1~3	県展県央部会	35
21	12/3		1	1	いけばな連盟花展控室	10
22	12/25		1	1	長崎県考古学会事務局会議	5
23	1/15		1	1・2	県美術協会書部役員会	17
24	3/13		1	1	長崎県考古学会事務局会議	6
合計			71			10,617

※感染症拡大防止のため、7件が中止となった。

④企画展示室 利用件数 9件(62日)

NO	目的	期間	日数	部屋	内 容	人数
1	展示	5/20~27	7	1~3	3クラブ合同写真展	391
2		7/26~8/2	7	1~3	4校合同美術展	836
3		9/15~22	7	1~3	諫早市小中科学展(ホール)	1,107
4		10/7~10	4	1・2	県央地区書作家協会書道展	476
5		10/20~11/1	12	1~3	長崎県美術展覧会(ホール)	1,652
6		11/2~10	9	1~3	諫早市美術展覧会(ホール)	1,118
7		1/12~16	5	1~3	諫早市老人クラブ連合 生きがい作品展	948
8		1/26~30	5	1~3	木本和義・和幸親子展	434
9		2/3~9	6	1~3	諫早市小中美術展(ホール)	4,377
合計			62			11,339

※感染症拡大防止のため、2件が中止となった。

(4)その他

○新型コロナウイルス感染拡大に伴う措置

①8月21日(土)~9月12日(日) 20日間 ※時短開館、来館制限

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置発令のため、市外からの来館を制限するとともに、開館時間を10時から18時まで1時間短縮し開館

②1月27日(木)~3月6日(日) 34日間 ※来館制限

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置発令のため、市外からの来館を制限

8 美術・歴史館概要

(1)沿革

平成16年 4月	平成17年3月市町村合併を前にした「新市建設計画」に「歴史文化館整備事業」が明記される。
平成18年 3月	合併後の「諫早市総合計画」で「歴史文化館」の整備がうたわれる。
平成21年10月	(仮称)歴史文化館整備検討懇話会開催(計4回)
平成22年 3月	(仮称)歴史文化館建設基本構想策定
平成23年 3月	(仮称)歴史文化館設計業務着手
平成23年 6月	諫早市芸術文化連盟など11団体から意見聴取
平成23年 7月	パブリックコメント実施
平成24年 1月	設計業務完了
平成24年 6月	建築工事着工
平成25年 5月	本体工事竣工
平成25年12月	諫早市美術・歴史館条例制定
平成26年 3月	開館(開館記念企画展「諫早家ゆかりの品々展」)
平成26年 6月	来館者 10,000人達成
平成26年10月	天皇皇后両陛下ご来館(長崎がんばらんば国体ご臨席)
平成27年10月	来館者 50,000人達成
平成29年 5月	来館者 100,000人達成
令和 3年 2月	来館者 200,000人達成 (令和4年3月末現在 225,282人)

(2)施設概要

- ①施設名称 諫早市美術・歴史館
- ②所在地 諫早市東小路町2番33号
- ③施設用途 美術館・博物館
- ④開館日 平成26年3月1日
- ⑤敷地面積 3,747.00㎡
- ⑥延床面積 3,292.26㎡
- ⑦構造 鉄骨造3階建(2階+展望テラス)
- ⑧付帯施設ホール、常設展示室(有料)、企画展示室、研修室、和室
- ⑨収蔵資料 約37,000点
- ⑩総工費 約12億5千万円
(社会資本整備総合交付金、合併特例債、美術博物館建設基金)

- ①設置目的 「本市にゆかりのある美術、歴史、民俗等に関する資料を収集し、保管し、展示し、及び調査研究して市民等の利用に供するとともに、市民に美術作品及び歴史、民俗等に関する調査研究等の成果の発表の機会を提供することにより、市民の文化の発展に寄与し、併せて地域の振興に資するため、諫早市美術・歴史館を設置する。」(美術・歴史館条例第1条より)
- ②基本理念 「諫早まるごと博物館」
館周辺の豊富な文化財や豊かな自然、図書館や公民館などの既存施設、市内各地の資料館などとの連携の拠点としての施設

(3)運営

- ①開館時間 10時～19時
- ②休館日 毎週火曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日、特別整理期間
- ③運営体制 直営(市長部局:政策振興部文化振興課所管)
- ④職員数 職員 3名(副館長、主任2名)うち学芸員1名
会計年度任用職員 8名(館長、専門員4名、受付業務等3名)うち学芸員4名

(4)関係法規

○諫早市美術・歴史館条例

平成25年12月24日

条例第35号

改正 令和元年7月3日条例第2号

(設置)

第1条 本市にゆかりのある美術、歴史、民俗等に関する資料(以下「資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び調査研究して市民等の利用に供するとともに、市民に美術作品及び歴史、民俗等に関する調査研究等の成果の発表の機会を提供することにより、市民の文化の発展に寄与し、併せて地域の振興に資するため、諫早市美術・歴史館(以下「美術・歴史館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 美術・歴史館の位置は、諫早市東小路町2番33号とする。

(事業)

第3条 美術・歴史館は、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、保管、修復及び展示等に関すること。
- (2) 資料に関する研究調査及びその成果等の公表に関すること。
- (3) 市民による美術作品等の発表の機会の提供等に関すること。
- (4) 他の施設との連携等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(観覧料)

第4条 常設展示室の展示資料を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、別表第1に定める観覧料を入室の際に納入しなければならない。

- 2 市長は、市が主催する特別の展示会等について、観覧料を徴収することができる。
- 3 前項の規定により徴収する観覧料の額は、市長が別に定める。

(専用)

第5条 市長は、別表第2左欄に掲げる美術・歴史館の施設(以下単に「施設」という。)を専用させることができる。

- 2 施設を専用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (3) 美術・歴史館の建物、附属設備、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
 - (4) 専ら営利を目的とする施設の専用であると認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、美術・歴史館の管理上支障があると認めるとき。
- 4 第2項の許可には、美術・歴史館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 前条第2項の許可を受けた者(以下「専用者」という。)は、別表第2に定める額の使用料を専用の許可を受けた際に納入しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 専用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、専用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の許可を取り消し、又は施設の専用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は第5条第4項の許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 第5条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、公益上の理由により必要と認めるときは、前項の処分をすることができる。

3 市は、第1項の規定による処分によって専用者に損害が生ずることがあっても、その責めを負わないものとする。

(立入り等)

第9条 市長は、美術・歴史館の管理上必要な限度において、許可をした専用の場所に立ち入り、専用者から必要な報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復)

第10条 専用者は、施設の専用を終了したとき、又は第5条第2項の許可を取り消されたときは、直ちにその専用の場所を原状に回復しなければならない。

(観覧料等の不還付)

第11条 既納の観覧料及び使用料(以下「観覧料等」という。)は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 災害その他観覧者又は専用者の責めに帰することができない理由により観覧又は施設を専用できないとき。

(2) 公益上の理由により第5条第2項の許可を取り消したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、観覧料等を還付することにつき相当の理由があると市長が認めるとき。

(観覧料等の減免)

第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、観覧料等を減免することができる。

(資料の公開)

第13条 美術・歴史館の資料の公開は、館内に展示するほかは行わない。ただし、保管する資料について特に学術上の研究調査等の目的で閲覧を求められたときは、市長が必要と認めるものに限り、閲覧させることができる。

(資料の撮影等)

第14条 市長は、美術・歴史館の資料について特に学術上の研究調査等の目的で撮影、印刷物等掲載、模写、模造その他これらに類する行為又は館外貸出し(以下「撮影等」という。)を求められたときは、市長が必要と認めるものに限り、撮影等をさせることができる。

(準用)

第15条 第5条第2項から第4項まで、第7条及び第8条の規定は、第13条の規定による資料の閲覧及び前条の規定による資料の撮影等の場合に準用する。

(入館の制限)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、美術・歴史館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(2) 美術・歴史館の建物、附属設備、資料、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、美術・歴史館の管理上支障があると認められる者
(損害賠償等)

第17条 自己の責めに帰すべき事由により、美術・歴史館の建物、附属設備、備品等を滅失し、損傷し、若しくは汚損した者又は美術・歴史館の資料を亡失し、滅失し、損傷し、若しくは汚損した者は、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年3月1日から施行する。ただし第4条から第15条までの規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の諫早市ふれあい施設条例の規定、第3条の規定による改正後の諫早文化会館条例の規定、第4条の規定による改正後の諫早市体育施設条例の規定、第5条の規定による改正後の諫早市いいもりコミュニティ会館条例の規定、第6条の規定による改正後の諫早市美術・歴史館条例の規定及び第7条の規定による改正後の諫早市サッカー場条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可したものの使用料及び利用料金(以下「使用料等」という。)について適用し、同日前に許可したものの使用料等については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

区分	観覧料(1人1回につき)	
	個人	団体(15人以上)
高校生・大学生・一般	200円	160円
小学生・中学生	100円	80円

別表第2(第5条、第6条関係)

(令元条例2・一部改正)

施設名	使用料(1時間当たり)	
ホール	1,040円	
研修室	和室	310円
	(1)	200円
	(2)	200円
	(3)	310円
企画展示室	(1)	520円
	(2)	310円
	(3)	310円

備考 使用料の額を計算する基礎となる専用時間が1時間未満であるとき、又は専用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として使用料の額を計算する。

○諫早市美術・歴史館条例施行規則

平成26年2月24日

規則第4号

改正 平成26年3月25日規則第10号

平成26年9月10日規則第31号

平成27年2月27日規則第4号

令和2年2月18日規則第7号

令和4年3月7日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、諫早市美術・歴史館条例(平成25年条例第35号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、諫早市美術・歴史館(以下「美術・歴史館」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名誉館長)

第2条 美術・歴史館に、名誉館長を置くことができる。

2 名誉館長は、美術・歴史館が行う事業に関し助言を行う。

3 名誉館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(美術・歴史館の職)

第3条 美術・歴史館に館長、副館長及び主任を置き、その職務権限は、別表第1に定めるところによる。

2 館長は、会計年度任用の職とする。

3 必要に応じ、美術・歴史館に参事補を置き、その職務権限は、別表第2に定めるところによる。

(平26規則10・令2規則7・一部改正)

(開館時間)

第4条 美術・歴史館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(令4規則4・一部改正)

(休館日)

第5条 美術・歴史館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その休日以降最初の休日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(3) 特別整理期間として市長が別に定める1年につき10日を超えない期間

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(専用許可の申請)

第6条 条例第5条第2項の許可(以下「専用許可」という。)を受けようとする者は、諫早市美術・歴史館施設専用許可申請書(様式第1号)を、次の各号に掲げる美術・歴史館の施設の区分に応じ、当該各号に掲げる専用許可の申請期間内に、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) ホール及び企画展示室 当該専用の開始の日の1年前から7日前まで

(2) 研修室 当該専用の開始の日の1年前から前日まで

(平27規則4・一部改正)

(専用許可)

第7条 市長は、専用許可をしたときは、諫早市美術・歴史館施設専用許可書(様式第2号。以下「専用許可書」という。)を交付する。

2 前項の許可は、申請の順にこれを行う。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 専用許可を受けた者(以下「専用者」という。)が当該許可を受けた施設を使用する際は、専用許可書を提示しなければならない。

(専用期間)

第8条 美術・歴史館施設の専用の期間は、引き続き1月を超えてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(観覧料の還付)

第9条 条例第11条に規定する観覧料の還付は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 条例第11条第1号に該当する場合 全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるときは 相当額

2 前項の規定により観覧料等の還付を受けようとする者は、諫早市美術・歴史館観覧料還付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第11条に規定する使用料の還付は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 条例第11条第1号又は第2号に該当する場合 全額

(2) 専用の開始の日の7日前までに専用の取下げを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めた場合 5割

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるときは 相当額

2 前項の規定により観覧料等の還付を受けようとする者は、諫早市美術・歴史館使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(観覧料の減免)

第11条 条例第12条に規定する観覧料(条例第4条第1項に規定する観覧料に限る。以下同じ。)の減免(以下「観覧料の減免」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 次に掲げる者 全額

ア 教育上の目的のために教職員に引率されて観覧する学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の児童又は生徒

イ 市内に住所を有し、かつ、法第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校(高等部を除く。次号において同じ。)に在学する児童又は生徒(アに掲げる児童又は生徒を除く。)

ウ 市外に住所を有し、かつ、市内に所在する法第1条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校(第3項において「市内小学校等」という。)に在学する児童又は生徒(アに掲げる児童又は生徒を除く。)

エ 教育上の目的のために幼児、児童又は生徒を引率して観覧する法第1条に規定する学校(大学を除く。)の教職員

オ 教育上の目的のために幼児を引率して観覧する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所の職員

カ 障害者等(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に定める身体障害者手帳、療育手帳交付要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発見第156号厚生事務

次官通知)に定める療育手帳(以下「手帳」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に定める精神障害者保健福祉手帳又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第22条第8項に定める障害福祉サービス受給者証、同法第51条の7第8項に定める地域相談支援受給者証、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証、特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けている者をいう。以下同じ。)

キ 障害者等の付添人(当該付添人のうち1人に限る。)

(2) 市長が公益上その他特別の理由があると認めて発行した観覧料の減免を目的とする書類を所持する者 当該書類に記載された減免率を観覧料に乗じて得た額、当該書類に記載された額又は観覧料の額から当該書類に記載された額を減じて得た額

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特別の理由があると認めるもの 相当額

2 観覧料の減免を受けようとする者は、諫早市美術・歴史館観覧料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号イ(市内小学校等に在学する場合に限る。)及びウに規定する児童又は生徒は、名札又は生徒手帳の提示をもって、同号カに規定する者は、手帳又は受給者証の提示をもって、同項第2号に規定する者は、観覧料の減免を目的とする書類の提示又は提出をもって、前項の申請書の提出に代えることができる。

4 市長は、観覧料の減免を決定したときは、諫早市美術・歴史館観覧料減免承認書(様式第6号)を交付するものとする。

5 市長は、第3項の提示又は提出を受けたときは、減免承認の旨を口頭により伝えるものとする。
(平26規則31・令4規則4・一部改正)

(使用料の減免)

第12条 条例第12条に規定する使用料の減免(以下「使用料の減免」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 市内に所在する法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び大学並びに児童福祉法第39条に規定する保育所が文化の振興を目的とした行事その他文化振興のために専用する場合 全額

(2) 市内の文化協会に加盟する文化団体が文化の振興を目的とした行事その他文化振興のために専用する場合 5割

(3) 国、県、諫早市又はその機関の行事に専用する場合 5割

(4) 市民並びに市内の文化団体、社会教育団体、福祉団体及び産業団体が文化振興のために専用する場合 3割

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 相当額

2 使用料の減免を受けようとする者は、諫早市美術・歴史館使用料減免申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減免を決定したときは、諫早市美術・歴史館使用料減免承認書(様式第8号)を交付するものとする

(専用者の遵守事項)

第13条 専用者は、次に掲げる事項を遵守するように努めなければならない。

(1) 専用許可を受けていない施設及び附属設備等を使用しないこと。

(2) 許可なく美術・歴史館内において、物品を販売し、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせないこと。

(3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙をしないこと。

- (4) 専用後の後片付け、清掃、火気の点検並びに電灯及び施錠の点検を行うこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、美術・歴史館職員の指示に従うこと。
- (入館者の遵守事項)

第14条 入館者は、次に掲げる事項を遵守するように努めなければならない。

- (1) 美術・歴史館の資料をき損し、若しくは汚損し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 騒音を発する行為、暴力を振るう行為その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可なく館内に貼紙をし、又はピンや釘の類を打たないこと。
- (5) 許可なく物品を販売し、又は展示しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、美術・歴史館職員の指示に従うこと。

(資料の閲覧)

第15条 条例第13条に規定する資料の閲覧をしようとする者は、諫早市美術・歴史館資料閲覧許可申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、閲覧の開始の日の7日前までにしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(閲覧の許可)

第16条 市長は、資料の閲覧の許可をしたときは、諫早市美術・歴史館資料閲覧許可書(様式第10号。以下「閲覧許可書」という。)を交付する。

2 前項の許可は、申請の順にこれを行う。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 許可を受けた者が当該許可を受けた資料の閲覧をする際は、閲覧許可書を提示しなければならない。

(資料の撮影等)

第17条 条例第14条に規定する資料の撮影等をしようとする者は、諫早市美術・歴史館資料撮影等許可申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、撮影等の開始の日の7日前までにしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(撮影等の許可)

第18条 市長は、資料の撮影等の許可をしたときは、諫早市美術・歴史館資料撮影等許可書(様式第12号。以下「撮影等許可書」という。)を交付する。

2 前項の許可は、申請の順にこれを行う。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 許可を受けた者が当該許可を受けた資料の撮影等をする際は、撮影等許可書を提示しなければならない。

(資料の出品又は寄託)

第19条 美術・歴史館に資料の出品又は寄託をしようとする者は、資料出品・寄託申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により資料の出品又は寄託を承認したときは、資料出品物預・受託証(様式第14号)を交付するものとする。

(出品又は寄託を受けた資料の返還)

第20条 出品又は寄託を受けた資料は、出品又は寄託期間内であっても、出品又は寄託の申請を行った者の申出又は美術・歴史館の都合によって返還することができる。

2 出品又は寄託を受けた資料は、資料出品物預・受託証と引換えに返還する。

(出品又は寄託を受けた資料の保管等)

第21条 出品又は寄託を受けた資料は、美術・歴史館の所蔵する資料と同じ注意をもって保管するものとする。

2 出品又は寄託を受けた資料は、出品又は寄託の申請を行った者の承諾を得なければ、出品又は寄託を受けた資料の閲覧及び撮影等を行うことができない。

(損害賠償)

第22条 出品又は寄託を受けた資料に損害を生じた場合は、市はその損害を賠償するものとする。ただし、天災その他不可抗力により損害を生じた場合には、この限りでない。

(資料の寄贈)

第23条 美術・歴史館に資料を寄贈しようとする者は、資料寄贈申込書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により資料の受納が決定したのものについては、寄贈者に対し、資料と引換えに寄贈資料受納書(様式第16号)を交付するものとする。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年3月1日から施行する。ただし、第6条から第13条まで及び第15条から第23条までの規定は、平成26年4月1日から施行する。

(諫早市会計職員の設置等に関する規則の一部改正)

2 諫早市会計職員の設置等に関する規則(平成17年規則第57号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(諫早市会計職員の設置等に関する規則の一部改正)

2 諫早市会計職員の設置等に関する規則(平成17年規則第57号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第4号)

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第7号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第4号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2021(令和3)年度 諫早市美術・歴史館年報

発行 2022(令和4)年10月

編集・発行 諫早市美術・歴史館

〒854-0014

長崎県諫早市東小路町2番33号

TEL 0957-24-6611

FAX 0957-24-6633

E-mail bireki@city.isahaya.nagasaki.jp